

成長産業分野

対応融資

令和6年度版

中小企業向け県制度融資

成長産業分野支援資金

をご利用ください！

医療・福祉機器等、次世代自動車、新エネルギーなどの分野に
取り組む中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 10億円

県の利子補給率
最大

0.67%

(信用保証 任意)

融資利率：金融機関による
(金利：固定又は変動)

【融資期間】
最長10年間
(据置1年以内)

(1) 成長産業分野とは・・・以下の9分野（主に製造業）

①医療・福祉機器等	②ロボット	③航空宇宙	④光・電子	⑤環境技術関連
⑥新エネルギー	⑦次世代自動車	⑧CNF 関連	⑨グリーン成長分野	

※⑨は、温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等の導入又は環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物の設備投資をいいます。

詳しくは、以下へお問い合わせください。

①～⑧は静岡県新産業集積課（054-221-2985）、⑨は商工金融課（054-221-2513）

(2) 上記の分野に合致+次の要件を満たす必要があります。

①開業パワーアップ貸付要件	②経営革新等貸付要件
・県内で事業を営む ・事業を開始して5年未満	・承認済みの経営革新計画等の計画に従って事業を行う

(3) これまでの活用事例

(1) 成長産業分野	(2) 貸付要件	内容
①医療・福祉機器等	開業パワーアップ	手術機器やインプラントなど顧客ニーズに沿ったオーダーメイド製の医療機器の開発
②次世代自動車	経営革新等貸付	自動車用部品製造（モーター開発支援）
③環境技術関連	経営革新等貸付	粉末回収装置（集塵装置）
④環境技術関連	経営革新等貸付	破碎装置の開発によるRPF生産
⑤次世代自動車	経営革新等貸付	自動車用部品製造（PCU）

成長産業分野支援資金（成長産業分野）の概要

（令和6年4月1日現在）

区分	内容
融資対象者	成長産業分野への参入又はこれらの事業の拡充と認められるものであって、下記の資金・貸付*1の要件を満たす中小企業者、組合又は経営革新等貸付の要件を満たす中小企業者、特定事業者及び組合
資金使途	成長産業分野事業の実施に必要な設備資金、運転資金
融資利率	金融機関による（固定金利又は変動金利も金融機関による）
利子補給率	金融機関が定める金利のうち、1/2を県が金融機関に利子補給する。ただし0.67%までとする。 （例：金融機関が定める金利が1.20%の場合、県が0.60%利子補給をするため、融資利率は0.60%となる。）
融資限度額	①開業パワーアップ支援資金要件の場合：3,500万円 ②経営革新等貸付要件の場合：10億円
保証料率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引）
融資期間	10年以内（据置1年以内）
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（据置は1年以内）
担保及び保証人	金融機関又は信用保証協会の取扱いによる
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028460.html
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・成長産業分野支援資金確認書（様式第16号） ・決算書（最近2年分） ・事業計画書（グリーン成長分野の場合） ・計画の承認書（認定書）・申請書の写し（経営革新等貸付要件の場合のみ） ・信用保証協会で定める書類（協会の保証を付す場合） ・商業登記簿謄本の写し、印鑑証明書、県税の納税証明書（協会の保証を付さない場合）
留意事項	本貸付は「令和7年度」までの時限資金となっております。今後、県から延長のお知らせがない限りは、「令和8年2月末までに融資実行するもの」が対象となりますのでご注意ください。

*1 開業パワーアップ支援資金（創業者向け）、経営革新等貸付（要 経営革新計画等）

- ・お申込は、下記の申込窓口へお願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関
- ・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）



県制度融資は、県が金融機関に利子補給（年0.67%以内）することで、利用者が低利で融資を受けることができます。また、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安（▲0.15～▲0.6%）になっています。